

毎週火、金曜日発行（但休日には休む）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業の認可
種畜の廃用
- 県営住宅の家賃
- 患者調査を実施する診療所の選定
- 建設業者の登録まつ消
- ◇敘任及び辞令 谷務武雄外
- ◇雑報 食糧事務所出張所の名称変更

告示

鳥取県告示第二百十九号

東伯郡大誠村大字穂波代表者宮地次郎から申請のあつた
数人が共同して行う土地改良事業について、土地改良法
（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第一項の

規定により、昭和二十九年四月十六日認可した。

昭和二十九年五月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百二十号

次の種畜は廃用された。

昭和二十九年五月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証明書番号	名前	種類	返納理由	飼養者住所氏名
昭二八鳥取 第一九号	昭鶴 和種	黒毛 種	廃用	鳥取県気高郡美穂村 上田 正雄
〃 二二号	松原	〃	〃	松保村 山本 すう

鳥取県告示第二百二十一号

鳥取市及び米子市に設置した鳥取県営住宅の家賃を次の
ように定める。

昭和二十九年五月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

9 入居者の資格	8 敷金	7 家賃	6 入居の期日	5 受付場所	4 受付期間
(3) (2) (1) 一定の業務に従事し独立の生計を営み現に県内に居住するもの 現に同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻の關係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む)があること	金 四千八百円	月額 千六百元	知事が別に指定する期日	土木部建築課	自昭和二十九年五月 七日 至昭和二十九年五月 二十一日 十五日間
A欄に同じ	金 二千四百円	月額 八百円	"	A欄に同じ	自昭和二十九年五月 七日 至昭和二十九年五月 二十一日 十五日間
A欄に同じ	金 六千六百元	月額 二千二百円	"	米子土木出張所	自昭和二十九年五月 七日 至昭和二十九年五月 二十一日 十五日間

3 一戸当り主要施設	2 募集戸数	1 構造	設置場所 構造その他	月額	設置場所	摘	要
六疊 一 四疊半 一 玄關 炊事場、便所、電気、水道、瓦斯	七十戸 馬場町 二十四戸 東町 二十四戸 湯所町 二十戸 薬師町 二十戸	ブロック造 二階建	鳥取市 馬場町、湯所町、東町 薬師町	A	千六百元	鳥取市馬場町	ブロック造二階建(災害)
六疊 一 三疊 一 玄關 戸、炊事場、便所、電気、井	一七二戸 浜坂 二六戸 浜坂新田 一三八戸 丸山町 八戸	木造 平家建	鳥取市 浜坂、丸山町、浜坂新田	B	"	"	丸山町
二階 六疊板の間 一 三疊 一 一階 六疊板の間 一 玄關 一 炊事場、便所、電気、水道	二十戸	ブロック造 二階建	米子市 日の出町	C	二千二百円	米子市日の出町	ブロック造二階建(一般)

鳥取県告示第二百二十二号
鳥取県管住宅入居者を次の要領によつて募集する。
昭和二十九年五月七日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

10 入居申込 者の選考 基準	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
住宅以外の建物若しくは場所に居住し又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者	A欄に同じ	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がな	いたため親族と同居することができない者	住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適	当な居住状態にある者	正当な理由に因る立退の要求を受け
A欄に同じ	A欄に同じ	適当な立退先がないため困窮してい	る者(自己の責に帰すべき事由に基	く場合を除く)	住宅がないため勤務場所から著しく	遠隔の地に居住を余儀なくされてい
A欄に同じ	A欄に同じ	る者又は毎月の収入に比して著し	く過多な家賃の支払を余儀なくされ	ている者	前各号に該当する者の外現に住宅に	困窮していることが明らかなる者
A欄に同じ	A欄に同じ	入居の申込者は果管住宅入居申込書	(県建築課にそなえる)に左の書類	係を添えて受付期間内に県建築課住宅	係に提出された	係に提出された

13 その他	12 入居者の 選考	11 入居申込 する要す る書類
入居の申込者(申込者の同一家族を 含む)は現在申込受付中の住宅に対 して重複して申込することはできな い 虚偽の申込により入居した場合並び に重複申込して入居した場合には入 居取消をすることがある 申込締切りにより入居希望者が募集 戸数を超えた場合には鳥取市大火罹 災者を優先に入居とします	実態調査の上入居申込者の数が募集 の方法により決定するときは、公開抽選の 方法により決定する	9の(3)の収入に関する証明書 9の(2)の現同居し又は同居しよ うとする親族全員の市町村長の証明 書 10の各号の一に該当する旨の市町村 長の証明書 鳥取市大火罹災者であれば罹災証明 書
A欄に同じ	A欄に同じ	9の(3)の収入に関する証明書 9の(2)の現同居し又は同居し ようとする親族全員の市町村長 の証明書 10の各号の一に該当する旨の市 町村長の証明書 鳥取市大火罹災者であれば罹災 証明書
A欄に同じ	A欄に同じ	9の(3)の収入に関する証明書 9の(2)の現同居し又は同居し ようとする親族全員の市町村長 の証明書 10の各号の一に該当する旨の市 町村長の証明書

土木部砂防課長	倉吉土木出張所長	鳥取県技術吏員	米村武憲
郡家土木出張所長	郡家土木出張所技師	"	林準太郎
倉吉土木出張所長兼 小鹿県警発電建設事務所長	土木部砂防課長	"	杉橋涉
米子土木出張所長兼 境港務所長	土木部道路課補修係長	"	小谷早太郎
根雨土木出張所長	米子土木出張所工務課長	"	三代虎雄
東部地方事務所総務課長	東部地方事務所山林課長	鳥取県事務吏員	森岡愛吉
"	西部地方事務所総務課長	"	船木万壽雄
"	山林課長	"	井口羌治
"	農地課長	"	波当根嘉之
西部地方事務所総務課長	農林部農地課長	"	平岩照耳
地方課行政係長	地方課行政係長	"	

係長級の部
新
現
職名氏名

(総務部)	企画課主事	鳥取県事務吏員	蓮仏金吾
総務課法制係長	人事課主事	"	宮城安男
文書係長	総務課課長補佐兼庶務係長	"	
兼渉外労務係長			

人事課課長補佐 庶務、人事、能率係長	林務課課長補佐兼庶務係長	"	沢田壽雄
" 厚生係長	児童課庶務係長	"	浜谷裕夫
地方課庶務係長兼行政係長	商工課振興係長	"	金田裕
" 財政係長	管理課課長補佐兼庶務係長	"	五百川稔
" 管理文教係長	砂防課庶務係長	"	横田春郎
統計企画課庶務係長	企画課庶務係長	"	米村正美
東部県稅事務所 總務課庶務係長(事務取扱)	東部県稅事務所總務課長	"	岸田辰治
(民生部)			
厚生課保護係長	保險課國保係長	"	有本義行
児童課庶務係長	總務課文書係長	"	山本富藏
" 福祉係長	東部民生課撥護係長	"	福田猪三
世話課調査係長	建築課住宅係長	"	林川則光
" 補償係長	世話課補償係長代理	"	古川弘
" 二復係長	人事課主事	"	古谷卓
保險課國保係長	商工課觀光係長	"	明里泰典
身体障害者更正指導所長	農地課庶務係長	"	小林壽雄
養老院長	中央病院主事	"	有田信雄

(衛生部)	公衆衛生課防疫係長	勞政課勞政係長	植木修輝
"	環境衛生係長	統計課庶務係長	荒賀幸吉
(經濟部)	商工課課長補佐兼庶務係長	中地總務課課長補佐兼庶務係長	有沢一壽
"	振興係長	商工課庶務係長	願田雅夫
"	指導係長	總務課涉外勞務係長	川上靜雄
"	觀光係長	地方課管理文教係長	滝田幸男
(兼)勞政課勞政係長	倉吉勞政事務所長	倉吉勞政事務所長	牧田利雄
倉吉勞政事務所長	西部地方事務所日野支所長	西部地方事務所日野支所長	中島榮
(農林部)	林務課課長補佐兼庶務係長	西地總務課課長補佐兼庶務係長	"
"	造林係長	東地山林課業務係長	鳥取県技術吏員
"	治山係長	林務課治山係長兼造林係長	山下憲節
"	保安林係長	東地山林課施設係長	池上憲一
水産課指導係長	水産課主事	水産課主事	大谷文夫
農地開拓課經營指導係長	開拓課技師	開拓課技師	江谷貞夫
(土木部)	管理課課長補佐兼庶務係長	地方課庶務係長兼財政係長	田中保治
			鳥取県事務吏員

砂防課庶務係長	東地總務課地方係長	東地總務課地方係長	原田增藏
建築課住宅係長	企畫課技師	企畫課技師	佐々木欣二
郡家土木工務課長	道路課技師	道路課技師	深田秀政
米子土木工務課長	米子土木技師	米子土木技師	河田友一
根雨土木工務課長	根雨土木出張所長	根雨土木出張所長	河崎友一
道路課補修係長			本生一男
(地方事務所)			
東地總務課地方係長(事務取扱)	東地總務課長	東地總務課長	森岡愛吉
"	民生課援護係長	兒童課福祉係長	松井舜二
"	山林課林業係長	中地山林課技師	鳥飼俊治
"	施設係長	西地山林課林政係長	杉本直士
中地總務課庶務係長(事務取扱)	中地總務課長	中地總務課長	中本建治
經濟課經濟係長	開拓課經營指導係長	開拓課經營指導係長	高倉芳治
山林課施設係長	林務課技師	林務課技師	北浦音市郎
農地課農地開拓係長	西地農地課農地開拓係長	西地農地課農地開拓係長	尾崎亨
西地總務課庶務係長(事務取扱)	西地總務課長	西地總務課長	平岩照耳
經濟課經濟係長	中地農地課農地開拓係長	中地農地課農地開拓係長	中山力雄
山林課林政係長	西地山林課技師	西地山林課技師	鳥取県技術吏員

雑報

昭和二十九年五月七日

鳥取食糧事務所長 布野 長良

町村合併に伴う出張所の名称変更について

当所米子支所御來屋出張所の名称を、昭和二十九年四月一日から、次のとおり変更した。

一 事務所の名称

新 鳥取食糧事務所米子支所名和出張所

旧 " " 御來屋出張所

二 事務所の所在地(地名の名称変更)

新 鳥取県西伯郡名和町御來屋七九二番地

旧 鳥取県西伯郡御來町七九二番地

三 管轄区域 変更なし。

水産課	水産試験場	東部地方事務所	主事補	小谷憲
"	"	水産課	村上一	村上一
蚕糸課	農地開拓課	東伯蚕業指導所	足立勝美	足立勝美
(土木部)	"	財務課	吉田辰子	吉田辰子
道路課	建築課	農務課	"	"
鳥取土木出張所	倉吉土木出張所	木材工業指導所	稻本司	稻本司
"	"	砂防課	"	"
米子土木出張所	小鹿県管發電建設事務所	企画課	花井郁	花井郁
(地方事務所)	"	鳥取土木出張所	中井郁	中井郁
西部地方事務所	"	幡郷県管發電所	荒尾明	荒尾明
"	"	鳥取火災復興事務所	坪倉勉	坪倉勉
"	"	農産加工所	中村健夫	中村健夫
"	"	"	田益健	田益健
"	"	技師補	優	優

英文タイプライター
東和タイプライター山陰代理店
計算器・玉屋測量器
販賣 修理

有限会社 雑賀タイプライター商會

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二一番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町
鳥取者鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取